

公立大学法人北九州市立大学情報セキュリティポリシー

〔平成20年6月1日〕

目次

第1章 情報セキュリティ基本方針

第2章 情報セキュリティ管理基準

付則

別表 情報セキュリティ部門管理者（第2章1.（3）ア 関係）

第1章 情報セキュリティ基本方針

1. 基本方針

公立大学法人北九州市立大学（以下「本学」という。）は、学生に関する情報をはじめとする大量の個人情報保有している。これらの情報は、個人情報保護の観点から厳正に管理されなければならない。また、学術論文、特許等多くの価値ある知的情報を創造し、保有している。これらの情報は知的財産として適切な情報流通により広く社会に還元されるべきである。その他、本学全般の活動に関わって生成される各種情報も重要度に応じて厳正に管理されるべきである。これらの情報が蓄積又は流通されている情報システムに障害が発生したり、情報の漏えいや改ざん・遺失等が生じたりすると、教育・研究等に支障をきたすだけでなく、本学の信用の失墜につながりかねない。さらには、社会に大きな混乱や障害をもたらすことも懸念される。

こうしたことから、本学の情報資産を管理・運用又は利用するための包括的な指針として、ここに公立大学法人北九州市立大学情報セキュリティポリシー（以下「本ポリシー」という。）を策定する。あわせて、具体的対策を示した公立大学法人北九州市立大学情報セキュリティポリシー実施要領（以下「実施要領」という。）、公立大学法人北九州市立大学情報セキュリティポリシーガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を別に定めるものとする。

本ポリシーの目指すところは、次のとおりである。

（1）情報資産に係る機密性の確保

権限のない者の情報資産へのアクセス及び許可のない情報資産の外部提供を防止すること。

（2）情報資産に係る完全性の確保

情報資産の改ざん、破壊等による被害を防止すること。

（3）情報資産に係る可用性の確保

権限のある者にいつでも情報資産の利用を可能にすること。

本学の情報資産を管理・運用又は利用するすべての関係者は、本ポリシー、実施要領及びガイドラインを理解し、本学における教育・研究等において、情報資産の厳正な管理・運用と適

正な利用に努めなければならない。なお、本学が所管しない情報資産も情報セキュリティに注意して取り扱わなければならない。

2. 定義

(1) 情報機器

汎用的な情報処理・通信機能を持つコンピュータやデジタル機器及びその周辺機器などをいう。

(2) ネットワーク

情報機器を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(3) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(4) 情報資産

対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ①本学で取り扱う情報（各種データや印刷した文書等も含む。）
- ②情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(5) 学内

本学が管理する物理的な空間及びネットワークで繋がれたセキュアな仮想空間※をいう。

※セキュアな仮想空間とは

第三者機関による認証を受け、かつ、大学が認めたサービスのことをいう。

(6) 学外

前号に定める学内以外をいう。

3. 対象範囲と適用対象者

本ポリシーの対象となる範囲は、本学の情報資産、学内のネットワークに一時的に接続される情報機器及び情報システムとする。本ポリシーの適用対象者は、役員、教職員、研究員、学生、研究生、委託業者、一時利用者（市民や訪問者等）等本学においてその情報資産を利用するすべての者及び情報システムの運用業務に携わる者（以下「利用者」という。）とする。

4. 利用者の義務

利用者は、情報セキュリティの重要性を理解し、本ポリシー、実施要領及びガイドラインに定められている事項並びにその他の情報セキュリティに関係する法令等を遵守しなければならない。

第2章 情報セキュリティ管理基準

1. 情報セキュリティ管理体制

本学における情報資産の有効活用及びセキュリティ確保を実現するため、以下に掲げる組織を置く。

(1) 情報セキュリティ部会

本学の情報資産を侵害から守り、安全性を確保するために、危機管理規程（平成25年北九大規程第3号）第11条に基づき、危機管理委員会の専門部会として情報セキュリティ部会を設置する。情報セキュリティ部会の所管事項及び構成等は情報セキュリティ部会設置要領に定める。

(2) 情報セキュリティ統括管理者

ア 本学におけるすべての情報資産に関する情報セキュリティを統括する責任者として、情報セキュリティ統括管理者（以下「統括管理者」という。）を置く。

統括管理者には、情報総合センター長を充てる。

イ 統括管理者は、次の事項を行う。

(ア) 情報セキュリティ部門管理者、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者の指導並びに監督

(イ) 事故及び違反行為への対応

(ウ) 情報セキュリティ部会の運営

(エ) 情報セキュリティに関する学外との折衝

(3) 情報セキュリティ部門管理者

ア 統括管理者の下に、学部（学群を含む。）、研究科、附属施設等及び事務局の情報資産に関する情報セキュリティを統括する責任者として、情報セキュリティ部門管理者（以下「部門管理者」という。）を置く。

部門管理者は、別表に定めるものを充てる。

イ 部門管理者は、次の事項を行う。

(ア) 所属の情報セキュリティ管理者、情報システム管理者及び情報システム技術者の指導並びに監督

(イ) 所属の情報資産の分類区分及び当該区分に応じた情報セキュリティ対策の実施

(ウ) 事故及び違反行為への対応

(4) 情報セキュリティ管理者

ア 部門管理者の下に、所管する学科（学類を含む。）、専攻及び事務局にあつては各課（室等を含む。）の情報資産に関する情報セキュリティを統括する責任者として、情報セキュリティ管理者（以下「セキュリティ管理者」という。）を置く。

セキュリティ管理者には、学科長（学類長を含む。）、専攻長及び事務局にあつては各課長（室長等を含む。）を充てる。

イ セキュリティ管理者は、次の事項を行う。

(ア) 所属の情報システム管理者及び利用者の指導並びに監督

(イ) 所属の部門管理者の支援

(ウ) 所属の情報資産の分類区分及び当該区分に応じた情報セキュリティ対策の実施

(エ) 所管する情報システム及びネットワークの構成並びにその導入時期の把握

(オ) 事故及び違反行為への対応

(5) 情報システム管理者

ア 部門管理者及びセキュリティ管理者の下に、情報システムの開発、運用及び保守（以下「開発等」という。）に関する情報セキュリティを統括する責任者として、情報システム管理者（以下「システム管理者」という。）を置く。ただし、管理する情報システムがない場合は、この限りでない。また、システム管理者は、複数の情報システムの管理者を兼ねることができる。

イ システム管理者は、次の事項を行う。

(ア) 所属の情報システム技術者及び利用者の指導並びに監督

(イ) 所属の部門管理者及びセキュリティ管理者の支援

(ウ) 情報システム単位の情報セキュリティ対策の実施

(エ) 事故及び違反行為への対応

(6) 情報システム技術者

部門管理者及びセキュリティ管理者は、システム管理者を補佐し、担当する情報システムの情報セキュリティの維持・強化に必要とされる物理的、技術的な対策の実施を行う者として、情報システム技術者（以下「システム技術者」という。）を置くことができる。

(7) 情報セキュリティ内部監査部門

本ポリシーの遵守状況について定期的に自己点検・評価等の監査を行い、情報セキュリティ部会に報告する。総務課、企画管理課及び情報化推進課が担当する。

2. 情報の分類及び管理

本学の情報資産は、非公開情報と公開情報（限定公開情報を含む。）に区分するものとし、当該区分及び重要度の分類に応じて定められた情報セキュリティ保護対策を講じなければならない。情報の分類及び管理についての詳細は実施要領（総則）に定める。

3. 事故及び違反行為の報告

(1) 利用者は、事故及び違反行為について、実施要項に従って適切に対処しなければならない。

(2) 部門管理者又はセキュリティ管理者は、システム管理者と協議し、報告に係る事故又は違反行為が重大なものと判断される場合は、直ちに統括管理者に報告しなければならない。

(3) 統括管理者は、前項による報告を受けた場合には、関係者に情報セキュリティ対策の改善を指導する等必要な措置を講じなければならない。

(4) 統括管理者は、本ポリシーに対する重大な違反行為が生じた場合には、関連する決定機関に対して違反行為の報告を行わなければならない。

4. 緊急の措置

統括管理者は、本学の情報セキュリティに対する侵害が発生した場合又は発生する恐れがある場合においては、緊急の措置として、セキュリティ対策を実施する者の本ポリシーに対する

遵守義務を一時的に免除することができる。この場合においては、統括管理者は、その経緯について情報セキュリティ部会に報告しなければならない。

5. 本ポリシー、実施要領及びガイドラインの作成と改正

本ポリシー、実施要領及びガイドラインの原案又は改正案の作成は、情報セキュリティ部会が行う。

6. 委任

前条までに規定するほか、本ポリシーの施行に関し必要な事項は、情報セキュリティ部会が定める。

付 則

このポリシーは、平成20年6月1日から施行する。

付 則

このポリシーは、平成26年5月27日から施行する。

付 則

このポリシーは、平成27年4月1日から施行する。

付 則

このポリシーは、令和5年4月1日から施行する。

別表 情報セキュリティ部門管理者（第2章1.（3）ア 関係）

学部、学群、研究科及び附属施設の長
事務局次長
ひびきのキャンパス担当部長